タイ全土を対象とした非常事態宣言の延長(2回目)

3月26日から適用され、1回目の延長によって5月30日まで延長されたタイ全土を対象とした非常事態宣言に基づき、政府はCOVID-19 感染症を防ぐために、外出禁止令、入国制限、危険な地域への侵入禁止、感染の恐れがある建造物もしくは場所の使用禁止、そしてCOVID-19 対策センターによる各種措置などの様々な対策を講じてきた。しかしながら、タイを含めた世界中で感染は収束していない。いくつかの国では依然として多くの感染者が出ており、感染対策を緩和・解除した際に深刻な感染の第2波に襲われている。それ故、政府が統合的に、迅速に、そして効率的に非常事態を解決し、国民の生命の安全を維持するため、非常事態宣言を一定期間延長することが非常に必要である。その間、政府は国民の日常生活の維持を考慮しつつ、上記感染症対策が効率的に実行され、適切に設定・緩和されるよう、状況を注視し、評価する。

5月26日付け閣議決定に従い、首相は非常事態令第5条に基づき、非常事態宣言の適用期間を延長する。なお、南部地域に発出されている非常事態宣言も引き続き適用を続ける。

以上の内容は、仏歴2563年6月1日より、仏歴2563年6月30日まで適用される。

仏暦2563年5月26日 プラユット・チャンオーチャー 陸軍大将 首相